スポーツ用品の表示に関する公正競争規約・施行規則・運用基準

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約	施　行　規　則	運　用　基　準
（目的） 第１条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第1項の規定に基づき、スポーツ用品の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （表示の基本） 第２条　前条の目的を達成するため、事業者は、スポーツ用品が、使用者の技能、使用条件等に応じて、個々に異なることに鑑み、一般消費者が正しい商品知識を得られるよう的確な情報を提供するとともに、この規約の対象となっていないスポーツ用品についても、この規約の趣旨を尊重し、表示の適正化に努めるものとする。 （定義） 第３条　この規約において「スポーツ用品」とは、スポーツの用に供される機械器具、用具、服装、靴その他のスポーツ関連用品であって、スポーツ用品の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定める物をいう。	第１条　スポーツ用品の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第３条第１項に規定する「スポーツ用品」とは、別表１に定める物をいう。 ２　スポーツ用品公正取引協議会は、ある商品が前項に規定するスポーツ用品に該当するか否かについて疑義が生じたときには、これを決定するものとする。	
２　この規約において「事業者」とは、スポーツ用品を製造又は輸入して販売する者（以下「製造業者等」という。）及びスポーツ用品を販売する者（以下「販売業者」という。）をいう。 ３　この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するスポーツ用品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう (1)商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 (2)見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似するものによる広告その他の表示（ダイレクトメール（ＤＭ）、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） (3)ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似するものによる広告及び陳列物又は実演による広告 (4)新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告 (5)情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネットによるものを含む。）	第２条　規約第３条第２項に規定する「製造業者等」には、製造業者に製造を委託したスポーツ用品に自己の商標又は名称を表示して販売する者を含むものとする。	
４　この規約において「カタログ」とは、販売業者がスポーツ用品を販売するに際して必要な品質、規格、性能等の情	第３条　規約第３条第４項に規定する「カタログ」には、リーフレット、パンフレット等と呼称される物を含むもの	

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約	施　行　規　則	運　用　基　準
報を記載した印刷物をいう。 5　この規約において「取扱説明書」とは、事業者が自己の販売するスポーツ用品に添付して一般消費者に提供する印刷物であって、スポーツ用品を適切に使用し、管理するために必要な事項を記載したものをいう。 6　この規約において「チラシ等」とは、事業者が一般消費者に対して購買を促すために直接情報を提供する印刷物等であって、次に掲げる物（第1号及び第2号のうち、店頭等に表示されるものを除く。）をいう。 (1)新聞に折り込まれ、又はその他の方法により配布されるチラシ又は掲出されるチラシ等 (2)ポスター、看板、垂れ幕その他これらに類似するもの (3)新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、インターネットチラシその他これらに類似するもの	とする。 第4条　規約第3条第5項に規定する「取扱説明書」には、「使用説明書」、「ご使用のしおり」、「ご愛用の手引き」等と呼称される物を含むものとする。	
（カタログにおける必要表示事項） 第4条　事業者は、スポーツ用品についてカタログを発行する場合には、当該カタログに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。 (1)製造業者名又は商標名 (2)品名及び品番、並びにセット商品である場合にはその旨及びセットの内容	第5条　規約第4条第1項に規定する「カタログ」における必要表示事項は、活字の大きさ、配色等を考慮し、見やすい方法で明瞭に表示しなければならない。 第6条　規約第4条第1項第2号に規定する「品名」は、事業者がスポーツ用品について通常使用している呼称を表示するものとする。ただし、別表2に掲げるスポーツ用品にあっては、品名の表示に併せて、同表に定めるところにより、用途を表示するものとする。 2　規約第4条第1項第2号に規定する「品番」とは、事業者がスポーツ用品ごとに付している記号、例えば「ＡＢ－1」、「ＣＤ－102」等をいう。	1．施行規則第6条第1項の基準に基づく「品名」の表示は、邦文以外でも表示することができる。ただし邦文以外で表示する場合は、読み方を邦文で併記することとする。
(3)材質	第7条　規約第4条第1項第3号に規定する「材質」は、別表3に定めるところにより表示するものとする。	2．規約第4条第1項第3号に規定する「材質」の表示は、施行規則第7条に規定するほか、ゴルフクラブのうちチタン製ゴルフクラブヘッドについては、次に定める基準により表示するものとする。 (1)　チタン合金のみを使用し、製造される場合 ア　チタンを主たる素材とする金属（以下「チタン合金」という。）を使用したゴルフクラブヘッドをチタン製ゴルフクラブヘッドと呼称する事ができる。 素材の含有割合の判断は、使用される素材の重量比によるものとする。 イ　この場合において、物質特性を高めるため、添加した少量の元素については、当該元素名を表示することができる。ただし、当該元素名を「チタン」の前に表示したり、「チタン」の表示より大きく表示して、強調することにより誤認を与えるおそれのある表示をしてはならない。 (2)　チタン合金とその他異なる素材を組み合わせて製造される場合 ア　チタン合金が最大体積（ウッド型クラブの発泡重填素材を除く。）を有するゴルフクラブヘッドをチタン製ゴルフクラブヘッドと呼称すること

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約	施　行　規　則	運　用　基　準
		ができる。 イ　チタン合金が最大体積を有しない場合は、体積比の大きい順に素材名を表示することができる。（例　ステンレス・チタンヘッド） この場合において、フェース等部分的にチタン合金を使用する場合は、使用した部位を明記することによりチタンと表示することができる。（例　ステンレス製ゴルフクラブヘッド・チタンフェース） (3)　上記(1)および(2)において、チタンと表示する場合はチタン合金の種類を表示するものとする。（例 Ti-6Al-4V）
(4)寸法又は規格	第８条　規約第４条第１項第４号に規定する「寸法又は規格」は、別表４に定めるところにより表示するものとする。	３．規約第４条第１項第４号に規定する「寸法又は規格」の表示は、施行規則第８条に規定するはか、テニス・バドミントン（ラケット）、ゴルフ（クラブ・キャディバッグ）については、次の基準により取扱うことができるものとする。 (1)　テニス・バドミントン（ラケット） ア．グリップ部の外周は、称号（例えば、「４⅛」、「４⅜」等）又は略号（例えば、「１」、「２」等）で表示することができる。ただし、略号で表示する場合は、略号の説明（例えば、「１＝４⅛」、「２＝４⅜」等）も併せて表示しなければならない。 イ．フレームの面積は、平方センチメートル（㎠）等で表示することができる。 ウ．重量をグラム（g）又はSL、L等の略号で表示することができる。ただし、略号で表示する場合は、略号の説明（例えば、「SL＝300～320グラム（SL＝300～320g）」等）も併せて表示しなければならない。 (2)　ゴルフ（クラブ・キャディバッグ） ア．クラブの長さは、称号（例えば「44」、「43.5」、「43」等）で表示することができる。 イ．キャディバッグの口金の外周は、型番（例えば、「５型」、「６型」、「6.5型」等）で表示することができる。ただし、型番で表示する場合は、次の対比表を併せて表示しなければならない。 ５型　口金の外周　38㎝～41㎝ ６型　〃　46〃～49〃 6.5型　〃　50〃～53〃 ７型　〃　54〃～57〃 7.5型　〃　58〃～61〃 ８型　〃　62〃～65〃 8.5型　〃　66〃～69〃 ９型　〃　70〃～73〃 10型　〃　78〃～81〃 11型　〃　81〃～89〃 12型　〃　94〃～97〃 なお、上記の型番以外のキャディバッグについては、センチメートル（㎝）等で表示するものとする。 ウ．キャディバッグの口金の外周は、口枠のトップの外周で計測する。
(5)輸入品については原産国名、又は輸入品と誤認されるおそれがある国産品については国産品である旨	第９条　規約第４条第１項第５号に規定する「原産国」とは、商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国をいう。 ２　前項に規定する「商品の内容につい	４．規約第４条第１項第５号に規定する表示は、次に定める基準により表示するものとする。 (1)　外国で製造されたものについては「原産国○○○」、「○○○製」又は

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約	施　行　規　則	運　用　基　準
	て実質的な変更をもたらす行為」は、別表５に定めるところによるものとする。	「MADE IN ○○○」と表示する。（○○○は、国名） ⑵　輸入品と誤認されるおそれがある国産品については「国産」、「日本製」、又は「MADE IN JAPAN」と表示する。ただし、「国産」、「日本製」に代えて「○○株式会社製造」、「製造者○○株式会社」と表示してもよい。（○○は、会社名）
⑹付属品に関する事項（付属品がある場合に限る。）	第10条　規約第４条第１項第６号に規定する「付属品」とは、一般消費者に対し、スポーツ用品本体に添付して提供される物品をいう。例えば、ラケットに添付して提供されるケース等がこれに当たる。なお、有償で提供される付属品については、その旨を明示するものとする。	
⑺取扱上の注意に関する事項（取扱上の注意を必要とする場合に限る。）	第11条　規約第４条第１項第７号に規定する「取扱上の注意に関する事項」とは、使用方法、手入れの方法、保管方法及びこれらについての注意事項をいう。	
⑻カタログの発行者の住所、氏名又は名称 ⑼カタログの発行時期	第12条　規約第４条第１項第９号に規定する「カタログの発行時期」は、元号又は西暦による年月により表示する。ただし、毎年継続的に発行されるものであって、カタログの表紙、見出し等の表示からその適用期間が明らかに分かる場合にあっては、その表示をもって代えることができる。	
⑽消費者からの問い合わせ窓口に関する事項	第13条　規約第４条第１項第10号に規定する「消費者からの問い合わせ窓口に関する事項」については、問い合わせ窓口である旨を明記して、問い合わせ窓口の所在地、担当部署及び電話番号を表示するものとする。	５．施行規則第13条の基準に基づく「消費者からの問い合わせ窓口に関する事項」の表示は、裏表紙（印刷用語の表４）に明りょうに表示するものとする。ただし、一枚物については、下段に明りょうに表示するものとする。
⑾その他施行規則で定める事項	第14条　規約第４条第１項第11号に規定する「その他施行規則で定める事項」とは、別表６に定める事項をいう。	
２　前項の規定にかかわらず、用途の異なる多数の品目について総合的に記載したカタログにおいては、他のカタログに記載されている場合に限り、同項各号のうち一部事項の表示を省略することができる。		
（本体における必要表示事項） 第５条　製造業者等は、スポーツ用品の本体又は容器若しくは包装に、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。 ⑴製造業者名又は商標名 ⑵品名及び品番 ⑶材質 ⑷寸法又は規格 ⑸輸入品については原産国名、又は輸入品と誤認されるおそれがある国産品については国産品である旨 ⑹その他施行規則で定める事項	第15条　規約第５条第１項の規定に基づく表示については、第５条から第９条まで及び前条の規定を準用する。	６．規約第５条第１項第３号に規定する「材質」の表示は、次の基準により表示するものとする。 ⑴　施行規則第15条の規定にかかわらず、具体的な材質名（例えば、グローブにおける「天然皮革製（牛革）」の牛革、バットにおける「木製（青ダモ）」の青ダモ）の表示をもって、これに代えることができる。 ⑵　施行規則第15条に規定するほか、ゴルフクラブについては、運用基準２の規定を準用する。
２　前項の規定にかかわらず、同項第３号、第４号及び第６号の表示については、技術的な理由その他の合理的な理由により、製造業者等が表示をすることが困難であるとスポーツ用品公正取引協議会が認めた場合には、これを省略することができる。ただし、この場		

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約	施　行　規　則	運　用　基　準
合には、製造業者等は、販売店において、一般消費者からの問い合わせに対して、すみやかに、かつ、十分な説明ができる体制を採るものとする。 (取扱説明書における必要表示事項) 第６条　事業者は、スポーツ用品について取扱説明書を作成する場合には、当該取扱説明書に、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。 (1)事業者の住所、氏名又は名称、電話番号 (2)品名及び品番 (3)付属品に関する事項(付属品がある場合に限る。) (4)取扱上の注意に関する事項(取扱上の注意を必要とする場合に限る。) (5)アフターサービス及び消費者からの問い合わせ窓口に関する事項	第16条　規約第６条の規定に基づく表示については、第５条、第６条、第10条、第11条及び第13条の規定を準用する。	
(店頭等における必要表示事項) 第７条　販売業者は、一般消費者に直接販売するため店頭等に陳列するスポーツ用品については、当該スポーツ用品の品番ごとに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。ただし、商品の本体又は容器若しくは包装、カタログ等における表示により、店頭等で一般消費者に容易に分かるようになっている場合には、当該事項に係る店頭等における表示については省略することができる。 (1)製造業者名又は商標名 (2)品名及び品番、並びにセット商品である場合にはその旨及びセットの内容 (3)材質 (4)寸法又は規格 (5)輸入品については原産国名、又は輸入品と誤認されるおそれがある国産品については国産品である旨 (6)付属品に関する事項(付属品がある場合に限る。) (7)販売価格 (8)加工料等に関する事項(加工料等を必要とする場合に限る。) (9)その他施行規則で定める事項	第17条　規約第７条の規定に基づく表示については、第５条から第10条まで及び第14条の規定を準用する。 ２　規約第７条第８号に規定する「加工料等に関する事項」の表示は、加工等に要する材料費、手数料及び所要期間を表示する。	７．規約第７条第３号に規定する「材質」の表示は、施行規則第17条に規定するほか、ゴルフクラブについては、運用基準２の規定を準用する。
(チラシ等における必要表示事項) 第８条　販売業者は、チラシ等において、スポーツ用品について販売価格を付して表示する場合には、当該チラシ等に、表示商品ごとに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。 (1)製造業者名又は商標名 (2)品名及び品番、並びにセット商品である場合にはその旨及びセットの内容 (3)付属品に関する事項(付属品がある場合に限る。) (4)販売価格 (5)加工料等に関する事項(加工料等を必要とする場合に限る。) (6)表示商品の販売数量、販売期間等に関する事項(販売数量、販売期間等に限定がある場合に限る。)	第18条　規約第８条の規定に基づく表示については、第５条、第６条、第10条及び前条第２項の規定を準用する。 ２　規約第８条第６号に規定する商品の販売数量に限定がある場合とは、チラシ等に表示したスポーツ用品の販売数量が予想購買数量(当該店舗において、従来、同様のチラシ等により同一又は類似のスポーツ用品について行われた取引の申出に係る購買数量を勘案して	

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約	施　行　規　則	運　用　基　準
	算定される購買数量）の半数にも満たない場合又は顧客一人当たりの販売数量が限定されている場合をいい、その場合は、次により表示する。 (1)表示商品ごとに、「販売数量○個」、「お一人様○個限り」等と具体的に表示する。 (2)消費者の商品選択の重要な要素となるおそれのある色、柄、サイズ等に片寄りがある場合は、その旨を表示する。 3　規約第８条第６号に規定する販売期間に限定がある場合の表示は、「○月○日から○日間限り」、「○月○日から○日まで」等と具体的に表示する。	
(7)販売業者の住所、氏名又は名称		
(希望小売価格の表示基準) 第９条　製造業者等が、スポーツ用品について希望小売価格を表示する場合には、施行規則で定めるところにより表示するものとする。ただし、製造業者等が表示する希望小売価格は、販売業者の販売価格を拘束するものであってはならない。	第19条　規約第９条に規定する製造業者等が表示する希望小売価格については、例えば、「メーカー希望小売価格」、「輸入業者希望小売価格」等と表示し、当該希望小売価格がどの事業者が付したものであるかを明らかにしなければならない。 2　製造業者等がスポーツ用品を一般消費者に直接販売する場合には、希望小売価格を表示してはならない。	
(二重価格表示の基準) 第10条　販売業者は、スポーツ用品について自店販売価格に比較対照価格を付する表示（単に、値引率又は値引額（以下「値引率等」という。）を付する表示を含む。以下「二重価格表示」という。）を行う場合には、次に掲げる表示をしてはならない。 (1)比較対照価格として、メーカー希望小売価格、輸入業者希望小売価格又は自店平常価格以外の価格を用いた表示 (2)比較対照価格として、メーカー希望小売価格、輸入業者希望小売価格又は自店平常価格を算出根拠とした値引率等以外の値引率等を用いた表示	第20条　規約第10条に規定する各用語の意義は、次に定めるところによるものとする。 (1)「自店販売価格」とは、当該スポーツ用品を実際に販売しようとする価格をいう。 (2)「自店平常価格」とは、最近相当期間にわたって販売されていた価格をいい、当該店舗において当該スポーツ用品と同一又は同類のスポーツ用品について、当該価格を比較対照価格として用いる日以前８週間（販売されていた期間が８週間に満たない場合は、当該期間）のうち過半の期間に実際に販売されていた価格をいう。 ただし、当該価格で販売されていた期間が通算して２週間未満の場合、又は当該価格で販売された最後の日から２週間以上経過している場合においては、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とはいえない。 (3)「オープン価格商品」とは、製造業者等が希望小売価格を付して販売していたスポーツ用品であって既に希望小売価格を撤廃したもの（例えば、前年のカタログに希望小売価格を掲載していたが、当年のカタログにこれを掲載していない場合には、当年のカタログの発行をもって、希望小売価格を撤廃したとみなす。）又は希望小売価格を付さないで発売したスポーツ用品をいう。	
(3)オープン価格商品について、撤廃された希望小売価格又はこれを算出根拠とした値引率等を用いた表示		
(特定用語の使用基準) 第11条　事業者は、スポーツ用品の品質、性能、取引条件等について表示するに当たって、次の各号に掲げる用語を使用する場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1)完全を意味する用語 「完全」、「完ぺき」、「パーフェクト」、「絶対」、「100パーセント」、「万全」等全く欠けるところがない意味の用語は、断定的に使用してはならない。		

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約	施　行　規　則	運　用　基　準
(2)安全を意味する用語 「安全」、「安心」等安全性を強調する用語は、断定的に使用してはならない。 (3)最上級を意味する用語 「最高」、「最大」、「最小」、「最高級」、「超」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠がある場合以外は使用することができない。 (4)第一位を意味する用語 「世界一」、「日本一」、「第一位」、「当社だけ」、「ナンバーワン」、「一番」、「トップをゆく」、「他に追随を許さない」等第一位を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠がある場合以外は使用することができない。 (5)優位性を意味する用語 「抜群」、「画期的」、「革命的」、「理想的」等優位性を意味する用語は、断定的に使用してはならない。 (6)斬新性を意味する用語 「新製品」、「新発売」、「ニュー」等斬新性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠がある場合以外は使用することができない。 (特定事項の表示事項) 第12条　事業者は、スポーツ用品について、次の各号に掲げる事項を表示する場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1)認定等の表示 スポーツ用品の品質、規格、性能等について公共的機関その他スポーツ団体等の認定、検定、推せん等を受けた旨の表示は、具体的根拠がある場合に限り用いることができる。 (2)著名人の推せん等の表示 有名スポーツ選手等著名の者が特定のスポーツ用品を推せん又は使用している旨の表示は、具体的根拠がある場合に限り用いることができる。 (3)写真、イラスト等と販売価格との併用表示 スポーツ用品の写真、イラスト等と販売価格(希望小売価格等を含む。)との同一面での表示は、写真、イラスト等により表示するスポーツ用品のそれぞれについて、商標、品名又は品番を表示するとともに、その販売価格を明瞭に対応させた場合に限り用いることができる。 (比較表示の基準) 第13条　事業者は、スポーツ用品の品質、性能、取引条件等について、他の製品との比較表示をする場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1)比較対照事項を表示すること。 (2)比較対照事項について客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記すること。 (3)比較時において現に販売されているスポーツ用品を対象とすること。ただし、自己が取り扱う製品相互において比較する場合に限り、最近の販売中止製品を対象とすることができる。 (4)比較の対象となるスポーツ用品の品名又は品番を表示すること。 (不当表示の禁止) 第14条　事業者は、スポーツ用品につい	第21条　規約第11条第６号に規定する斬新性を意味する用語は、当該スポーツ用品の発売後１年を越えて、又は次の新型製品が発売された後は、使用してはならない。	８.規約第12条第１号に規定する「スポーツ団体等」とは、例えば、次に記載する団体を言う。 (1)　野球・ソフトボール用品 ・世界野球連盟 ・財団法人全日本軟式野球連盟 ・財団法人日本ソフトボール協会 ・財団法人日本学生野球連盟 ・日本リトルリーグ野球連盟 ・日本少年野球連盟(ボーイズリーグ) (2)　テニス・バドミントン用品 ・国際バドミントン連盟 ・国際テニス連盟 ・財団法人日本軟式庭球連盟 ・財団法人日本バドミントン協会 ・財団法人日本テニス協会 (3)　卓球用品 ・国際卓球連盟 ・財団法人日本卓球連盟 (4)　ゴルフ用品 ・Ｒ＆Ａ(ロイヤル・アンド・エインシェント・ゴルフ・クラブ・オブ・セント・アンドリュース) ・全米ゴルフ協会 ・財団法人日本ゴルフ協会 (5)　陸上競技用品 ・国際陸上競技連盟 ・財団法人日本陸上競技連盟 (6)　球技用品 ・国際バレーボール連盟 ・国際バスケットボール連盟 ・国際サッカー連盟 ・国際ハンドボール連盟 ・IB（インターナショナルボード） ・財団法人日本バレーボール協会 ・財団法人日本バスケットボール協会 ・財団法人日本サッカー協会 ・財団法人日本ハンドボール協会 ・財団法人日本ラグビーフットボール協会

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約	施　行　規　則	運　用　基　準
て、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1)第４条から前条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (2)特定のスポーツ用品のみに適用する特徴、取引条件等について、あたかも他のスポーツ用品にも適用するかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (3)品質、性能等の一部分の特徴等を強調することにより、あたかも全体が優良であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (4)原産国について一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (5)二重価格表示を行う場合における虚偽又は誇大な表示 (6)中古品、汚れ物、キズ物、旧型品等のため商品価値が減少しているのにもかかわらず、その旨を明示しないことにより、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (7)事実に反して、「超お買得価格」、「大出血超特価」、「激安」、「投げ売り」等の用語を使用することにより、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (8)実際に販売するスポーツ用品と異なるスポーツ用品の写真、イラスト等を用いることにより、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (9)他の事業者又は他の事業者が販売するスポーツ用品を中傷又はひぼうする表示 (10)前各号に掲げるもののほか、スポーツ用品について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示	第22条　規約第14条第３号に規定する不当表示の例としては、スポーツ用品の構造の一部を改良したにとどまるにもかかわらず、改良部分とは全く関係がない部分までもが改良され、商品全体の性能が向上したかのような表示がある。	(7)　スキー用品 ・国際スキー連盟 ・財団法人職業教師スキー協会 ・財団法人全日本スキー連盟 (8)　登山・キャンプ用品 ・社団法人日本オートキャンプ協会
(おとり広告の禁止) 第15条　事業者は、チラシ等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1)取引の申出に係るスポーツ用品について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合の当該スポーツ用品についての表示	第23条　規約第15条第１号に規定する「取引を行うための準備がなされていない場合」に当たる場合を例示すると以下のとおりである。 (1)当該店舗において通常は店頭展示販売されている商品について、広告商品が店頭に陳列されていない場合 (2)引渡しに期間を要する商品について、広告商品については当該店舗における通常の引渡期間よりも長期を要する場合 (3)広告、チラシ等に販売数量が表示されている場合であって、その全部又は一部について取引に応じることができ	

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約	施　行　規　則	運　用　基　準
(2)取引の申出に係るスポーツ用品の販売数量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合の当該スポーツ用品についての表示 (3)取引の申出に係るスポーツ用品の販売期間、販売の相手方又は顧客一人当たりの販売数量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合の当該スポーツ用品についての表示 (4)取引の申出に係るスポーツ用品について、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合の当該スポーツ用品についての表示	ない場合 (4)広告、チラシ等において写真等により表示した品揃えの全部又は一部について取引に応じることができない場合 (5)単一の事業者が同一の広告、チラシ等においてその事業者の複数の店舗で販売する旨を申し出る場合であって、当該広告、チラシ等に掲載された店舗の一部に広告商品等を取り扱わない店舗がある場合 2　規約第15条第２号に規定する「販売数量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合」とは、第18条第２項に規定する表示を行っていない場合等をいう。 3　規約第15条第３号に規定する「販売期間、販売の相手方又は顧客一人当たりの販売数量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合」とは、第18条第２項及び第３項に規定する表示を行っていない場合等をいう。 4　規約第15条第４号に規定する「取引の成立を妨げる行為が行われる場合」に当たる場合を例示すると次のとおりである。 (1)広告商品を顧客に対して、見せない、又は広告、チラシ等に表示した役務の内容を顧客に説明することを拒む場合 (2)広告商品等に関する難点を殊更指摘する場合 (3)広告商品等の取引を事実上拒否する場合 (4)広告商品等の購入を希望する顧客に対し当該商品等に替えて他の商品等の購入を推奨する場合において、顧客が推奨された他の商品等を購入する意思がないと表明したにもかかわらず、重ねて推奨する場合 (5)広告商品等の取引に応じたことにより販売員等が不利益な取扱いを受けることとされている事情の下において他の商品を推奨する場合	
第16条　削除 （スポーツ用品公正取引協議会の設置） 第17条　この規約の目的を達成するため、スポーツ用品公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。 2　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。 （公正取引協議会の事業） 第18条　公正取引協議会は、次の事業を行う。 (1)この規約の周知徹底に関すること。 (2)この規約についての相談及び指導に関すること。 (3)この規約の遵守状況の調査に関すること。 (4)この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (5)この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。 (6)一般消費者からの苦情処理に関すること。 (7)不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び		

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約	施　行　規　則	運　用　基　準
違反の防止に関すること。 (8)関係官公庁との連絡に関すること。 (9)会員に対する情報提供に関すること。 (10)その他この規約の施行に関すること。 (違反に対する調査) 第19条　公正取引協議会は、第４条から第16条までの規定又は第22条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。 ２　事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。 ３　公正取引協議会は、第１項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 (違反に対する措置) 第20条　公正取引協議会は、第４条から第16条までの規定又は第22条の規定に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。 ２　公正取引協議会は、前頁の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に対して、必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 (違反に対する決定) 第21条　公正取引協議会は、第19条第３項又は前条第２項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。 ２　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。 ３　公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。 ４　公正取引協議会は、第２項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 (規則の制定)		

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約	施　行　規　則	運　用　基　準
第22条　公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。 2　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	第24条　スポーツ用品公正取引協議会は、規約及びこの施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。 2　前項の細則又は運用基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、消費者庁長官及び公正取引委員会に事前に届け出るものとする。	
昭和62年公正取引委員会告示第12号 **（昭和62年6月5日認定）** 附　　則 1　この規約は、昭和62年７月１日から施行する。ただし、第17条、第18条（第４号及び第５号を除く。）及び第22条の規定は、公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。 2　前項の規定にかかわらず、第４条から第13条までの規定に係る表示にあつては、この規約の施行の日から規則で定める日までの間は、なお、従前の例によることができる。	**昭和62年公取指第79号** **（昭和62年6月5日承認）** 附　　則 1　この施行規則の変更は、規約の施行日から施行する。 2　規約附則第２項に規定する「規則で定める日」は、昭和62年９月30日とする。	**平成元年10月12日届出**
平成9年公正取引委員会告示第3号 **（平成9年1月31日認定）** 附　　則 1　この規約の変更は公正取引委員会の認定の告示のあった日から施行する。 2　この規約の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。		**平成9年1月8日変更届出**
平成17年公正取引委員会告示第25号 **（平成17年12月15日認定）** 附　　則 この規約の変更は、平成18年１月４日から施行する。		
平成21年公正取引委員会告示第17号 **（平成21年8月25日認定）** 附　　則 この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日から施行する。	**平成21年公取消第198号** **（平成21年8月25日承認）** 附　　則 この施行規則の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日から施行する。	
平成24年公正取引委員会消費者庁告示第1号（平成24年3月27日認定） 附　　則 この規則の変更は、公正取引委員会および消費者庁の認定の告示のあった日から施行する。	**平成24年公取取第８号** **（平成24年3月27日認定）** 附　　則 この施行規則の変更は、規約の施行日から施行する。	